



〔発行〕自治労
福島県本部会津総支部
〔所在地〕会津若松市西栄町
7-9 会津労働福祉会館 2 階
〔連絡先〕
jitirou.aizu@gmail.com
(携帯) 090-3361-8400

【図表 1】 期末・勤勉手当の計算式等
(福島県)

区分	説 明
支給対象	6 月 1 日および 12 月 1 日の基準日に在職する職員 (給与に関する条例第 17 条、第 17 条の 4)
支給日	6 月 30 日、12 月 10 日 (給与の支給に関する規則第 33 条、第 33 条の 5)
支給額	期末手当⇒ (給料月額 + 扶養手当 + 職務段階別加算額) × 支給月数 × 在職期間割合
	勤勉手当⇒ (給料月額 + 職務段階別加算額) × 支給月数 × 期間率 × 成績率

▼今回も、全国町村評議会作成の「組合員ノート」を基にした内容です。

紙面学習

シリーズ 51 『期末・勤勉手当』

人事評価結果の勤勉手当への反映は、「結果して一律も問題なし」を確認済！「傾斜配分 10% 加算」早期到達を目指し、昇格運用の改善を！

【図表 2】 職務段階別加算額 (福島県)
(給料の調整額)
(給与の支給に関する規則第 33 条の 2 の 3)

(行政職) 級	加算割合
行政 8 級以上	0.20
行政 7 級、6 級	0.15
行政 5 級、4 級	0.10
行政 3 級	0.05

【図表 3】 支給月数 (福島県)
(給与に関する条例第 17 条、第 17 条の 4)

支払月	期末手当	勤勉手当	計	年間
6	1.2625	1.0625	2.325	4.65
12	1.2625	1.0625	2.325	
計	2.525	2.125	4.65	

【図表 4】 期末手当の在職期間率表 (福島県)
(給与に関する条例第 17 条)

在職期間	支給割合
6 ヶ月	1.0
5 ヶ月以上 6 ヶ月未満	0.8
3 ヶ月以上 5 ヶ月未満	0.6
3 ヶ月未満	0.3

▼今回は、「期末・勤勉手当」についてです。一般的には、「一時金」とか「ボーナス」とか言われるもので、生計費が一時的に増大する夏季、年末にその生計費を補てんするために支払われるものです。期末・勤勉手当の計算式等は【図表 1】のとおりです。

まず、「支給日」については、県よりも前倒しで、6 月 15 日、12 月 5 日としている市があります。おそらく、地元商店街等からの「早期支給の要望」を受けての対応だと思えます。

また、地域手当支給地であれば、こ

当面の日程

- 7 月 22 日 (水)
18:00～喜多方市職労 納涼のタベ (喜多方プラザ)
- 8 月 18 日 (火)
am 県本部執行委員会 & pm 単代会議 (福島 GP)
※時間未定
- 8 月 26 日 (水) 27 日 (木) 自治労第 100 回定期大会 (大宮ソニックシティ)

【図表 5】勤勉手当の期間率表（福島県）
（給与の支給に関する規則第 33 条の 6）

勤務期間	支給割合
6 ヶ月	1.0
5 ヶ月 15 日以上 6 ヶ月未満	0.95
5 ヶ月以上 5 ヶ月 15 日未満	0.90
4 ヶ月 15 日以上 5 ヶ月未満	0.80
4 ヶ月以上 4 ヶ月 15 日未満	0.70
3 ヶ月 15 日以上 4 ヶ月未満	0.60
3 ヶ月以上 3 ヶ月 15 日未満	0.50
2 ヶ月 15 日以上 3 ヶ月未満	0.40
2 ヶ月以上 2 ヶ月 15 日未満	0.30
1 ヶ月 15 日以上 2 ヶ月未満	0.20
1 ヶ月以上 1 ヶ月 15 日未満	0.15
15 日以上 1 ヶ月未満	0.10
15 日未満	0.05
0 日	0

これが給料月額に加算されて計算されますが、福島県は支給対象外なので、記載されていません。ここでも地域手当支給地とそうでないところで大きな差が出ます。

勤勉手当の計算式の最後に「成績率」があります。これは（制度的に）人事評価の結果に基づき、その評価区分に応じた成績率を乗じて計算するものです。総務省の迷惑通りに人事評価結果を反映させることで、昇給で差別化がなされるばかりか、勤勉手当でも差別化がなされるということになります。

国の成績率については【図表 6】を参照ください。

【図表 2】の職務段階別加算額は、3 級以上の職員について、その職務段階に応じて期末手当・勤勉手当に 20 % 以内の加算を行うもので、いわゆる「傾斜配分」といわれるものです。

【図表 3】は支給月数です。皆さんも記憶に新しいことと思いますが、24 年の県人事委員会勧告で、18 年ぶりに国と同じになる支給月数の勧告がなされ、現在に至っています。

【図表 6】国の勤勉手当の成績率区分
（一般職員、2025 年時点）

成績区分	成績率
特に優秀 （非常に優秀の段階以上）	1.24 以上 3.15 以下
優秀 （優良の段階以上）	1.125 以上 1.24 未満
良好	1.01
不十分（やや不十分以下、懲戒処分者等）	0.925 以下

次に在職期間等による支給割合ですが【図表 4】が期末手当、【図表 5】が勤勉手当のものになります。育児休業取得期間については、99 年の法改正により、基準日前 6 カ月の間に勤務した実績（または、みなされる期間）があれば期末・勤勉手当を支給することとされました。ただし勤勉手当については、「実際に勤務した日がない場合」は支給対象とされません。逆に言えば、1 日でも実際に勤務した日があれば対象となります（年休取得日も勤務日になります）。

編集後記



○今週 13 日に台風 11 号が発生しましたが、すぐに熱帯低気圧に変わりました。

一方、中国に甚大な被害をもたらしている台風 9 号は、朝鮮半島を通過し、日本海へ抜ける（日本に近づく）見込みです。15 日までは前線を伴う発達した温帯低気圧になる予報ですが、北日本は大荒れの天気になる可能性があります。改めて、防災グッズ等の確認をしましょう。

（坂内）

総支部 HP

会津総支部ホームページのトップページです。



機関紙

総支部機関紙のバックナンバーは、こちらから。

